

中国における企業所得税の源泉徴収制度

Issue 20, May 2023

In brief

中国企業所得税法上、中国国内源泉所得を得た非居住者企業が中国国内に機構・場所を設立していないなどの場合には、支払者は源泉徴収義務者となる旨が規定されています。源泉徴収義務者は、その支払い時に一定の税額を徴収し、中国税務当局へ納税する必要があります。

本ニュースレターでは、中国における企業所得税の源泉徴収制度について、かねてからの論点を含め、現在においても引き続き留意すべき点を解説します。

In detail

1. 中国における企業所得税の源泉徴収制度の概要

項目	内容	
(1) 源泉徴収対象所得および課税所得額 (※)ただし、租税条約上、異なる規定がある場合には、租税条約の規定が優先適用されます。	① 配当などの権益性投資収益と利子、リース料、特許権使用料(ロイヤルティ)所得	<ul style="list-style-type: none"> 収入全額を課税所得額とします。 収入全額とは、非居住者企業が支払者から受け取ったすべての代金および価格外費用(契約上約定されている代金以外に、契約目的の実現のために発生したその他関連費用)を指します。
	② 持分などの権益性投資資産を含む財産譲渡所得	<ul style="list-style-type: none"> 譲渡収入全額から取得価額を控除した後の残額を課税所得額とします。 持分譲渡所得を計算する際に、投資先企業における未処分利益などの株主留保利益のうち、当該持分相応の分配可能な金額を控除することはできません。
	③ その他所得	<ul style="list-style-type: none"> 上記2つの方法を参照して課税所得額を計算します。
(2) 源泉徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> 非居住者企業に対し関連代金の支払義務を直接負う支払者を源泉徴収義務者とします。 支払者が代理人等の第三者へ関連代金の支払いを委託できます。ただし、代理人等が納税を実行しなかった場合には、依然として支払者が源泉徴収義務を負います。 	
(3) 源泉徴収義務発生日	<ul style="list-style-type: none"> 源泉徴収義務発生日は関連代金を実際に支払った日または支払期限到来の日となります。 契約上の支払期日に関連代金を支払っていないものの、会計上、当期の原価・費用に関連代金を未払計上し、かつ企業所得税年度確定申告書において損金算入している場合、源泉徴収義務発生日は、中国税法規上、企業所得税年度確定申告の日となります。 配当などの権益性投資収益に関する源泉徴収義務発生日は、配当などの権益性投資収益の実際支払日となります。 	

(4) 源泉税率	<ul style="list-style-type: none"> 企業所得税法上、適用税率は10%と規定されています。 租税条約上、10%より低い制限税率が規定されている場合には、一定の手続きを実施した上で、当該制限税率を適用することができます。
(5) 源泉所得税の計算	<ul style="list-style-type: none"> 源泉所得税は課税所得額に源泉税率を乗じて計算されます。
(6) グロスアップ計算	<ul style="list-style-type: none"> 源泉徴収義務者が源泉所得税を実際に負担する場合、非居住者企業が取得する税抜き課税所得額を換算して税込み課税所得額を計算します(税込み課税所得額=税抜き課税所得額/(1-源泉税率))。
(7) 源泉所得税の申告納付	<ul style="list-style-type: none"> 源泉徴収義務者は、中国税法規上、源泉徴収義務発生日から7日以内に源泉徴収義務者の所在地の所轄税務機関に対し「企業所得税源泉徴収申告表」を記入・提出し、源泉徴収税金を納付します。
(8) 源泉徴収しなかった場合の自己申告納税	<ul style="list-style-type: none"> 源泉徴収義務者が源泉徴収しなかった場合や源泉徴収義務を履行することができない場合には、税金を負担する者は中国国内の所得発生地において自己申告納税します。

出所:「中国稅收徵收管理法」、「中國稅收徵收管理法實施細則」、「中國企業所得稅法」、「中國企業所得稅法實施條例」、「非居住者企業所得稅的源泉徵收關連問題に関する公告」(國家稅務總局公告 2017 年 37 号)

2. 実務において見受けられる誤った源泉徴収の例

(1) 役務提供報酬の支払いに関する留意点

中国国内企業が日本本社から中国国内において役務提供を受けて日本本社に対して役務提供報酬を支払うケースのうち、日中租税条約の適用によって中国国内に日本本社の PE(Permanent Establishment: 恒久的施設)がなければ免税される場合であっても、10%の企業所得税を源泉徴収し納税してしまうケースが見受けられます。

(2) 実際の支払日以外に源泉徴収義務が発生する日

契約上の支払期日と実際の支払日が異なる場合、いずれか早い日において源泉徴収義務が生じます。何かしらの理由で支払いが遅延する場合には、契約上の支払期日が源泉徴収義務発生の日となりますが、実際の支払日において源泉徴収義務が生じると思い、当該納税の期日を過ぎてしまうケースが見受けられます。

The takeaway

本来、源泉徴収義務がないにもかかわらず誤って源泉徴収してしまうケースや、実際の支払日以外で源泉徴収義務が発生することを見過ごすケースがいまだ散見されます。日本本社の立場から、中国子会社の税務コンプライアンス遵守をより確かなものとするための対応が必要となります。例えば、中国子会社の税務担当者の異動のタイミングや、重要な新規取引が生じた場合などには、日本本社が中国子会社へ源泉徴収義務の取り扱いについて再確認するよう助言することが推奨されます。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email:jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

白崎 亨

シニア マネージャー

丁 琬忠

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

www.pwc.com/jp/tax-academy

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 152 國に及ぶグローバルネットワークに約 328,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2023 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.